



山形県公報

平成24年4月1日(日)

号外(9)

目次

規 則

- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………(会計局) ……1
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民文化課) ……5

訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令……………(学事文書課) ……27
- 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令……………(同) ……28

合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(総務厚生課) ……30

告 示

- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……31
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……32
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「交通政策課」を「県民文化課、交通政策課」に、「生活環境部の生活文化課、地球温暖化対策課」を「環境エネルギー部の環境企画課、エネルギー政策推進課」に、「生活文化課長、生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境企画課長、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に、「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。

第6条第1項中「交通政策課」を「県民文化課、交通政策課」に、「生活環境部の生活文化課、地球温暖化対策課」を「環境エネルギー部の環境企画課、エネルギー政策推進課」に、「生活文化課の」を「環境企画課の」に、「生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に、「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。

第37条第3項中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第52条第3項第1号中「及び別記様式第2号丙」を削り、同項第2号中「別記様式第2号」を「別記様式第4号」に改める。

第63条第1項中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第81条第2項第5号中「保管期間」を「保管期間満了年月日」に改め、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同項第9号中「貸借期間」を「貸借期間満了年月日」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 使用料 使用年月日及び主任者のその証明
第81条第2項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 筆耕翻訳料 業務完了年月日及び主任者のその証明
第86条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 鉄道、自動車、船舶又は航空機の利用に要する運賃又は運搬費
(2) 駐車場又は有料道路の利用に要する経費
第86条第2項第12号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同項第15号中「又は県外における乗車券若しくは乗船券の購入」を削り、同項に次の1号を加える。

(17) 燃料類の購入において即時支払を必要とする経費
第87条第1項中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同条第3項中「子ども手当支給簿」を「児童手当支給簿」に、「子ども手当に」を「児童手当に」に改める。

第130条第2項中「単価契約の場合を除き」を「、単価契約の場合、又は法令の規定により契約書を作成する必要がある場合を除き、」に改める。

第135条第3号中「(公社、公団を含む。)」を削る。

第183条第2項に次のただし書を加える。
ただし、県税（県税に付帯する税外収入を含む。以下この条において同じ。）について不納欠損をしたときは、この限りでない。

第183条第3項中「歳入徴収担当者」を「歳入徴収担当者（県税に係るものを除く。）」に改め、同条第4項を削る。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「審査出納主幹」を「出納主幹」に、「指導検査・システム」を「指導・調達」に、「審査主査」を「資金出納専門員」に、「審査出納を」を「審査を」に改め、同表第2項組織の区分の欄中「交通政策課」を「県民文化課、交通政策課」に、「生活環境部の生活文化課、地球温暖化対策課」を「環境エネルギー部の環境企画課、エネルギー政策推進課」に、「生活文化課、生活環境部危機管理・くらし安心局」を「環境企画課、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局」に、「商工観光部」を「商工労働観光部」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」に改め、「及び高校教育課」を削り、「あつては主査」を「あつては主査、高校教育課にあつては経理専門員」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「給与システム担当の主査」を「給与システム担当の主事」に、「生活環境部生活文化課」を「環境エネルギー部環境企画課」に、「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」に、「情報公開主任」を「課長補佐（情報公開担当）」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第4号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「室長補佐」を「室長補佐」に、「最上総合支庁総務企画部総務課」出納専門員（置賜総合支庁総務企画部総務課に限る。）を「最上総合支庁総務企画部総務課、置賜総合支庁総務企画部総務課」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課」を「置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課」に改め、同欄第2号中「村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課」を「村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課」に、
山形職業能力開発専門学校」を「内陸食肉衛生検査所」を「内陸食肉衛生検査所」に、「高度技術研究開発センター」を「高度技術研究開発センター」に、「消防学校」を「消防学校」に、
産業技術短期大学校」に、
庄内職業能力開発センター」を「産業技術短期大学校庄内校」に、「酒田商業高等学校」を「酒田光陵高等学校」に改め、同表第4項出納員に委任する事項の欄第1号ハ及びホ中「同表第2項第12号」を「同表第2項第10号及び第12号」に、同号中「保健福祉環境部検査課（最上総合支庁及び庄内総合支庁を除く。）」を「保健福祉環境部検査課」に改め、同表第6項中

「村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課	課長補佐	ダム管理 主査	を	「村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課	課長補佐	上席のダム管理主査	に、
「庄内総合支庁産業經濟部酒田農業技術普及課	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)	主査	を	「庄内総合支庁産業經濟部酒田農業技術普及課	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)	普及推進主幹	に、
「消費生活センター 山形職業能力開発専門学校 庄内職業能力開発センター	庶務係長 庶務係長 庶務係長	主事(庶務係) 副校長 主査	を	「消費生活センター	庶務係長	主事(庶務係)	に、
「最上学園	庶務係長	主査	を	「最上学園	庶務係長	副園長	に、
「精神保健福祉センター 産業技術短期大学校 産業技術短期大学校庄内校	次長 総務課長 総務課長	主事 総務専門員 庶務係長	を	「精神保健福祉センター	次長	主査	に、
「高度技術研究開発センター	総務調整課長	総務専門員	を	「高度技術研究開発センター 産業技術短期大学校 産業技術短期大学校庄内校 山形職業能力開発専門学校 庄内職業能力開発センター	総務調整課長 総務課長 総務課長 庶務係長 庶務係長	総務専門員 総務専門員 庶務係長 副校長 主査	に、
「農業総合研究センター 園芸試験場	総務課長	総務主査	を	「農業総合研究センター 園芸試験場	総務課長	総務専門員	に、

「山形空港事務所 総務課長 総務主査」を「山形空港事務所 総務課長 総務保安専門員」に、「行政専門員」を「上席の行政主査」に、

「山形南高等学校 事務部次長 主査」を「山形南高等学校 事務部次長 総務主査」に、

「山形中央高等学校 主査 主事」を「山形中央高等学校 事務部次長 主査」に、

「村山農業高等学校 事務次長 上席の主査」を「村山農業高等学校 事務次長 主査」に、

「東根工業高等学校 事務次長 主任主査」を「東根工業高等学校 事務次長 主査」に、

「北村山高等学校 事務部次長 主査」を「北村山高等学校 事務部次長 主事」に、

「新庄神室産業高等学校 事務部次長 主査」を「新庄神室産業高等学校 事務部次長 総務主査」に、

「南陽高等学校 主査」を「南陽高等学校 総務主査」に、「長井高等学校 上席の主事 次席の主事」を

「長井高等学校 総務主査 主事」に、

「酒田西高等学校 主査 主事」を

「酒田商業高等学校 事務部次長 総務主査」を

「酒田工業高等学校 主査 上席の主事」を

「酒田北高等学校 主事 事務長」を

「酒田西高等学校 事務次長 主査」に、

「酒田光陵高等学校 事務部次長 総務主査」を

「山形ろう学校 事務部次長 上席の主事」を

「山形ろう学校 事務部次長 主査」に、

「山形養護学校 事務次長 主査」を

「山形養護学校 事務次長 主事」に、

「新庄養護学校 事務次長 主査」を

「新庄養護学校 事務次長 上席の主事」に、

「山形警察署 会計課長 上席の専門員（会計課）」を

「上山警察署 会計課長 上席の会計係長」を

「山形警察署 上山警察署	会計課長 会計課長	調査官 (会計担 当) 会計係長	に、	「新庄警察署	会計課長	専門員 (会計 課)	を
「新庄警察署	会計課長	上席の専 門員(会 計課)	に、	「酒田警察署	会計課長	上席の専 門員(会 計課)	を
「酒田警察署	会計課長	専門員 (会計 課)	に、	「米沢警察署	会計課長	専門員 (会計 課)	を
「米沢警察署	会計課長	上席の専 門員(会 計課)	に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号イ及びト中「同表第2項第				

11号及び第12号」を「同表第2項第10号から第12号まで」に改め、同表第7項中「総務調整課長」を「調整主幹」に、「行政主査」を「商工観光主査」に改める。

別表第2第2項第2号を次のように改める。

(2) 児童手当

別記中「子ども手当支給簿」を「児童手当支給簿」に、「納入義務消滅通知書」を「削除」に改める。

別記様式第65号の4中「子ども手当支給簿」を「児童手当支給簿」に改める。

別記様式第134号を次のように改める。

様式第134号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び届出書」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項に次の5号を加える。

- (4) 法第44条第2項の申請書 認定特定非営利活動法人の認定申請書（別記様式第4号の2）
- (5) 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書 認定特定非営利活動法人の認定有効期間更新申請書（別記様式第4号の3）
- (6) 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書 仮認定特定非営利活動法人の仮認定申請書（別記様式第4号の4）
- (7) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書 合併認定申請書（別記様式第4号の5）
- (8) 法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書 合併認定申請書（別記様式第4号の5）

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「の規定」を「(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の規定に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「の規定」を「(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の規定に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 法第13条第2項の規定による届出 設立（合併）登記完了届出書（別記様式第4号の6）
第2条第2項に次の2号を加える。
- (7) 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出 設立（合併）登記完了届出書（別記様式第4号の6）
- (8) 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出 認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書（別記様式第9号の2）
第3条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条に次の2項を加える。
- 3 知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関（同項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）に行わせることとした場合にあっては、当該指定情報処理機関）から条例第3条第1項第1号に掲げる役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8の規定により条例第3条第1項第1号に掲げる役員に係る本人確認情報を利用することができる場合は、法第10条第1項の申請書には、条例第3条第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。
- 4 法第10条第3項の規定による補正を行う場合は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書（別記様式第11号の2）を知事に提出するものとする。
第3条の次に次の1条を加える。
（登記事項証明書等の提出等）
- 第3条の2 法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了提出書（別記様式第11号の3）に添えて行うものとする。
- 2 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書（別記様式第11号の4）に添えて行うものとする。
- 3 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出は、認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書（別記様式第11号の5）に添えて行うものとする。
- 4 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書（別記様式第11号の6）に添えて行うものとする。
- 5 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める提出書に添えて行うものとする。
- (1) 助成金の支給を行ったとき。 認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書（別記様式第11号の7）
- (2) 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うとき。 認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の海外への送金又は金銭の持出しに係る提出書（別記様式第11号の8）
- 第4条第1項第1号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同項第4号中「第29条第1項」を「第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「書類」を「書類（非所轄法人に係るものを除く。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第3号を第7号とし、同項第2号中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (6) 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により添付する変更後の定款（非所轄法人に係るものを除く。）
- 第4条第1項第1号の次に次の3号を加える。
- (2) 法第10条第3項の規定による補正を行う場合に添付する同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類
- (3) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により添付する法第14条の財産目録
- (4) 法第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により添付する変更後の役員名簿（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人のうち、知事が所轄するもの以外のもの（以下「非所轄法人」という。）に係るものを除く。）
- 第4条第1項に次の1号を加える。
- (9) 法第55条の規定により提出する書類（非所轄法人に係るものを除く。）

第4条第2項中「定款、」を「定款、同項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び」に改め、「及び法第14条の成立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録」を削り、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する定款、事業計画書及び活動予算書又は第3項に規定する変更後の定款を提出するときは、当該書類の副本を1通添付するものとする。

5 法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、閲覧の用に供するため、遅滞なく、法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登記に関する書類の写し（非所轄法人に係るものを除く。）を知事に提出するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

（社員総会の議事録）

第4条の2 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項
- (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に、「主たる事務所」を「事務所」に改める。

第6条中「で準用する」を「において準用する」に、「生活環境部生活文化課」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 企画振興部県民文化課
- (2) 法人（当該法人の事務所が、山形市、上山市、村山市、南陽市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在するものを除く。）の主たる事務所の所在地を所管する総合支庁総務企画部地域振興課（庄内総合支庁にあっては、総務企画部総務課）

第7条の見出しを「(事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧等)」に改め、同条第1項中「第29条第2項」を「第30条」に、「閲覧を」を「閲覧又は謄写を」に、「閲覧請求書」を「閲覧（謄写）請求書」に改め、同条第2項中「第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写し（法第29条第1項の事業報告書等及び役員名簿等の写しにあっては、送付を受けてから3年以内のものに限る。）の閲覧の請求に」を「第56条の閲覧及び謄写の請求について」に改め、同条第3項中「閲覧」を「閲覧及び謄写」に、「生活環境部生活文化課」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 企画振興部県民文化課
- (2) 法人（当該法人の事務所が、山形市、上山市、村山市、南陽市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在するものを除く。）の主たる事務所の所在地を所管する総合支庁総務企画部地域振興課（庄内総合支庁にあっては、総務企画部総務課）

第7条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧及び謄写に関し必要な事項は、別に定める。

第8条中「の証明書」を「(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の証明書」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第4号の次に次の5様式を加える。

様式第4号の2

(表)

認定特定非営利活動法人の認定申請書

受付印

年 月 日	主たる事務所の所在地	郵便番号		電 話 () -
				F A X () -
山形県知事 殿	フリガナ			
	申請者の名称			
	フリガナ			
	代表者の氏名	㊟		
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用する パブリックサポートテスト基準	
	事業年度	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定をした所轄庁)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日) ()		
	過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日) (過去に仮認定をした所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()		
	認定取消の有無 (取 消 日) (取消しをした所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()		
	仮認定取消の有無 (取 消 日) (取消しをした所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()		
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
郵便番号				
電 話 () -				
F A X () -				
郵便番号				
電 話 () -				
F A X () -				

(裏)

(注意事項)

- ・申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・過去に認定（有効期間の更新の期間を除きます。）又は認定取消を複数回を受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(認定申請書次葉)

申請法人名			
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			

(裏)

(注意事項)

- ・認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(認定有効期間更新申請書次葉)

申請法人名			
	上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
郵便番号	電 話 () - F A X () -		
郵便番号	電 話 () - F A X () -		
郵便番号	電 話 () - F A X () -		
郵便番号	電 話 () - F A X () -		
郵便番号	電 話 () - F A X () -		
郵便番号	電 話 () - F A X () -		
郵便番号	電 話 () - F A X () -		
郵便番号	電 話 () - F A X () -		

様式第4号の4

(表)

仮認定特定非営利活動法人の仮認定申請書

受付印

年 月 日	主たる事務所の所在地	郵便番号
		電話 () - FAX () -
山形県知事 殿	フリガナ	
	申請者の名称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	⑩
	設立年月日	年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日
	過去の認定の有無 (過去に認定をした所轄庁)	有 ・ 無 ()
	過去の仮認定の有無 (過去に仮認定をした所轄庁)	有 ・ 無 ()

特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
郵便番号 電話 () - FAX () -		
郵便番号 電話 () - FAX () -		
郵便番号 電話 () - FAX () -		

(裏)

(注意事項)

- ・申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ仮認定申請書を提出することができません。
- ・法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ仮認定申請書を提出することができません。
- ・過去に認定又は仮認定を受けたことのある法人は仮認定申請書を提出することができません。
- ・「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(仮認定申請書次葉)

申請法人名			
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			
郵便番号			
電 話 () -			
F A X () -			

様式第4号の5

(表)
合併認定申請書



年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の 所在地	郵便番号		電 話 () -
			F A X () -
フリガナ			
申請者の名称			
フリガナ			
代表者の氏名	㊟		
認定(仮認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用 するパブリックサポートテスト基 準	
<input type="checkbox"/> 認定 の有効期間 <input type="checkbox"/> 仮認定	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日 ~ 月 日		

特定非営利活動促進法第63条 第1項
第2項 の合併の認定を受けたいので申請します。

法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併 によって設立する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。

(裏)

(注意事項)

- ・この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・申請本文の

第1項
第2項

 は、いずれか一方の不要文字を二重線で抹消します。
- ・区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- ・この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。

申請法人名	(合併認定申請書次葉)		
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区 分
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認 定 ・ 仮 認 定 ・ 上 記 以 外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認 定 ・ 仮 認 定 ・ 上 記 以 外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認 定 ・ 仮 認 定 ・ 上 記 以 外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認 定 ・ 仮 認 定 ・ 上 記 以 外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - F A X () -		認 定 ・ 仮 認 定 ・ 上 記 以 外

様式第4号の6

年 月 日

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 ㊟

設立（合併）登記完了届出書

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（第39条第2項において準用する同法第13条第2項）の規定により、届け出ます。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「の規定」を「（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に改め、別記様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書

受付印

年 月 日	主たる事務所の所在地	郵便番号
	フリガナ	電話（ ） -
山形県知事 殿	法人名	
	フリガナ	
	代表者の氏名	㊟
	認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

別記様式第11号の次に次の7様式を加える。

様式第11号の2

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は居所
氏名 ⑩

補正書

年 月 日に申請した について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

(備考)

- 1 「補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 2 補正書には、補正後の書類を添付すること。

様式第11号の3

年 月 日

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 ⑩

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

様式第11号の4

年 月 日

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の住所
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 ⑩
電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

様式第11号の5

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の
定款変更の認証を受けた場合の提出書

受付印 ○ 年 月 日	主たる事務所の所在地	郵便番号 電 話 () -
	従たる事務所の所在地	郵便番号 電 話 () -
山形県知事 殿	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	代表者の氏名	⑩
	認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の議事録の 謄本 ・ 変更後の定款 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

様式第11号の6

(表)

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の
役員報酬規程等提出書

受付印

年 月 日	主たる事務所の所在地	郵便番号	電話 () -
			FAX () -
山形県知事 殿	フリガナ		
	名称		
	フリガナ		
	代表者の氏名		㊟
	認定（仮認定）の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日	自 年 月 日	
	至 年 月 日	至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項（同条第62条において準用する場合を含む。）の規定により、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）		⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		⑦ 海外へ送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

(裏)

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する同法第55条第1項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に同法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

様式第11号の7

(表)

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の
助成金支給実績に係る提出書

受付印

 年 月 日 山形県知事 殿	主たる事務所の所在地	郵便番号	
	フリガナ	電 話 () -	
	法人名		
	フリガナ		
	代表者の氏名	印	
	認定（仮認定）年月日	年	月 日
	認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(裏)

「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

様式第11号の8

(表)

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の海外への送金
又は金銭の持出しに係る提出書

受付印



年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地	郵便番号
フリガナ	電話 () -
法人名	
フリガナ	
代表者の氏名	㊟
認定（仮認定）年月日	年 月 日
認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

海外へ200万円を超える 送金
金銭の持ち出し を 行うことになった
行った ので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり提出します。

金額	使 途	予 定 日 (実 績 日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

.....

.....

.....

(裏)

「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の海外への送金又は金銭の持出しに係る提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が200万円を超える海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

別記様式第12号中「閲覧請求書」を「閲覧（謄写）請求書」に、「第29条第2項（特定非営利活動促進法施行条例第5条）」を「第30条（第56条）」に、「内閣総理大臣から送付を受けた書類の写し」の閲覧を「役員報酬規程等の閲覧（謄写）」に改める。

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号

<表面>

第 号

写 真

職 名
氏 名

特定非営利活動法人検査職員証

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

年 月 日交付

山 形 県

山形
県印

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

<裏面>

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 略

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～6 略

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定によりされている申請又は届出については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第8号

中 関
機 関
出 先

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項6の項中 「商工観光部産業政策課長」 を 「商工労働観光部産業政策課長」 に改

め、同表(2)職印の項中 「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長」 を 「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」 に、

「商工観光部産業政策課長」 を 「商工労働観光部産業政策課長」 に改め、「温海支所長」を削り、

山形県庄内総合支庁所属各事務所長印	方21	〃	庄内総合支庁所属各事務所長	を
山形県職員育成センター所長印	方30	修了証書用	職員育成センター所長	

山形県庄内総合支庁所属各事務所長印	方21	〃	庄内総合支庁所属各事務所長	に改め、同表(2)職員の項53の
削除				

2の項中 「〃」 を 「身分証明書」 に改める。

「 51 「 51

別表2(2)職印の項中 「山形県職員育成センター所長印」 を 削 除 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1号1本庁の項の表中

	企画調整課	企調	を
--	-------	----	---

	企画調整課 県民文化課	企調 県文	に、
--	----------------	----------	----

生活 環 境 部	生活文化課 地球温暖化対策課 水大気環境課 循環型社会推進課 みどり自然課	生文 地温対 水大気 循環 み自	を
	危機管理・くらし安心局 危機管理課 くらし安心課 雇用対策課 食品安全衛生課	危機 安心 雇 食	

環 境 エ ネ ル ギ ー 部	環境企画課 エネルギー政策推進課 水大気環境課 循環型社会推進課 みどり自然課	環企 エネ 水大気 循環 み自	に、
	危機管理・くらし安心局 危機管理課 くらし安心課 食品安全衛生課	危機 安心 食	

商 工 観 光 部	産業政策課 工業振興課 商業・まちづくり振興課	産政 工振 商まち
	観光経済交流局 観光交流課 経済交流課	観 経交

を

商 工 労 働 観 光 部	産業政策課 工業振興課 商業・まちづくり振興課 雇用対策課	産政 工振 商まち 雇
	観光経済交流局 観光交流課 経済交流課	観 経交

に改め、同別表2出先機関の項の表中

山形県消費生活センター 山形県立山形職業能力開発専門校 山形県立庄内職業能力開発センター	消生 山職専 庄能セ
--	------------------

を

山形県消費生活センター	消生
-------------	----

に、

山形県名古屋事務所 山形県立産業技術短期大学校 山形県立産業技術短期大学校庄内校	名 産技大 産技大庄
--	------------------

を

山形県名古屋事務所	名
-----------	---

に、

山形県高度技術研究開発センター	高研セ
-----------------	-----

を

山形県高度技術研究開発センター 山形県立産業技術短期大学校 山形県立産業技術短期大学校庄内校 山形県立山形職業能力開発専門校 山形県立庄内職業能力開発センター	高研セ 産技大 産技大庄 山職専 庄能セ
---	----------------------------------

に、

「		保健企画課 検査課	置総保企 置総検	を
「		保健企画課	置総保企	に、
「		荒沢ダム管理課 温海支所	庄総荒 庄総温支	を
「		荒沢ダム管理課	庄総荒	に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合 同 訓 令

- 山形県訓令第10号
- 山形県議会訓令第2号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第2号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	平 弘 造
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	小 山 壽 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	伊 藤 健 雄

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程

昭和49年4月

- 県訓令第13号
- 県議会訓令第1号
- 県選挙管理委員会訓令第18号
- 県人事委員会訓令第1号
- 県監査委員訓令第2号
- 県地方労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正す

る。

第17条第1項第2号中「、山形職業能力開発専門校」を削り、「産業技術短期大学校」を「産業技術短期大学校、山形職業能力開発専門校」に改める。

別表第1置賜総合支庁の項中「、検査課」を削り、同表庄内総合支庁の項中

建設部荒沢ダム管理課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職
建設部温海支所	所長	所長	所属長の次席の職	所属長の次席の職

を

建設部荒沢ダム管理課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職
------------	----	----	----------	----------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年4月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字滑川字新楯ノ下1358番4から 同 1358番3まで	旧	11.6メートル } 9.5	13メートル
同 上	新	11.6メートル } 11.3	同 上

山形県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年4月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形永野線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字岩波字浅布1244番から 同 435番11まで	旧	34.0 <small>メートル</small> } 7.5	<small>メートル</small> 690
山形市大字岩波字浅布277番6から 同 435番5まで		31.0 <small>メートル</small> } 4.5	<small>メートル</small> 586
山形市大字岩波字浅布1244番から 同 435番11まで	新	34.0 <small>メートル</small> } 7.5	<small>メートル</small> 690

山形県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年4月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市南館五丁目12番7から 上山市金瓶字高谷山2番31まで	旧	143.0 <small>メートル</small> } 20.0	<small>メートル</small> 6,141
山形市深町一丁目19番5号から 同 大字黒沢字松木川原37番4まで		50.0 <small>メートル</small> } 6.5	<small>メートル</small> 6,062
山形市南館五丁目12番7から 上山市金瓶字高谷山2番31まで	新	143.0 <small>メートル</small> } 20.0	<small>メートル</small> 6,141

山形県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年4月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 286号
- 2 供用開始の区間 山形市大字滑川字新楯ノ下1358番4から
同 1358番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月1日